各地方運輸局自動車交通部旅客(第1、2)課長 殿 沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長 殿

物流・自動車局旅客課総括課長補佐

- 一般旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験の実施方法について
- 一般旅客自動車運送事業の許可申請及び区域運行の態様に限定して許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者による他の運行の態様の追加に係る事業計画の変更認可申請に係る審査において実施する法令試験(以下「試験」という。)の実施方法については、各地方運輸局及び沖縄総合事務局(以下「各局等」という。)において、下記を参考に具体的な実施方法を定められたい。なお、その際には、試験の実施が申請者等が最低限の法令知識を確実に身につけることを目的としたものであることに留意されたい。

記

1. 試験の実施時期等

許可申請書を受理した日以降、適宜実施できるものとする。なお、実施予定日の7日前までに実施日時、場所等を申請者あて通知する。

2. 受験者の確認等

試験当日の開始前に、当該申請に係る受験者が申請者本人(申請者が法人である場合は、許可後、申請する事業に専従する役員)であることを運転免許証等の提示により確認する。

3. 出題範囲及び設問形式等

次のとおりとする。

(1) 出題範囲 以下のとおり

- ①道路運送法
- ②道路運送法施行令
- ③道路運送法施行規則
- 4)旅客自動車運送事業運輸規則
- ⑤旅客自動車運送事業等報告規則
- ⑥自動車事故報告規則
- ⑦その他一般旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等
- (2) 設問方式 O×方式、語群選択方式及び簡単な筆記回答方式
- (3) 出題数 30~40問程度
- (4) 合格基準 正解率80~90%程度とし、合格基準に達しない場合に は再試験を実施する。
- (5)試験時間 出題数に応じ30~50分程度
- (6) その他 ①自動車六法等の持ち込みを可とする。
 - ②試験当日、受験者に筆記用具の他、運転免許証、パスポート、健康保険証等本人であることが確認できるものを持参させることとする。